

Honda Total Care 会員規約

本田技研工業株式会社

第1章 総則

第1条 (定義)

本会員規約（以下「本規約」という。）において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) Honda：本田技研工業株式会社
- (2) Honda 販売会社：Honda の四輪自動車の正規取扱事業者
- (3) 会員：Honda Total Care 会員
- (4) 会員登録車両：会員が本サービス提供を受けるため、登録した会員本人又はその同居の親族が所有する四輪自動車その他 Honda が承諾した四輪自動車
- (5) 車載器：Honda CONNECT ディスプレー又は、ワイドスクリーン Honda CONNECT ディスプレー（画面上で車両の一部機能の操作や情報表示が可能なディスプレイ）
- (6) 車載通信機：本サービスに対応のナビゲーション端末（車載器を含む）及び自動車装着専用データ通信ユニット
- (7) My デイラー：会員が会員登録車両1台ごとに設定した Honda 販売会社の販売店ただし、販売店によっては設定できない場合があります。
- (8) 本サービス：本規約に基づき、Honda が会員に提供するサービスの総称である Honda Total Care
- (9) 基本サービス：本サービスのうち、全会員が提供を受けることが可能なサービス本規約においてその詳細を定めます。
- (10) オプションサービス：本サービスのうち、会員が基本サービスとは別に提供を受けることを希望したサービス
各サービスの規約においてその詳細を定めます。
- (11) 各サービス規約：オプションサービスの詳細を定めた規約
- (12) 会員サイト：Honda が製造・販売する四輪自動車を会員登録車両として登録した会員に対し、Honda が個別に提供する Web ページ及びアプリケーション
- (13) ロードサービス：路上等における故障車等の救援業務
- (14) Honda Total Care 緊急サポートセンター：会員が本規約に基づいてロードサービス取次ぎの要請やカーガイドを利用する場合に、窓口となる Honda 運営のコールセンター

第2条 (本規約の適用範囲)

1. 会員は、本規約が Honda と会員との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、本サービスを会員が利用するに際しての一切に適用されます。なお、各サービス規約と本規約との間に矛盾が発生した場合には、各サービス規約が優先されるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. Honda は以下のいずれか1つに該当する場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を（URL：<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>）に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に会員が本サービスを利用したときは、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービスをご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

第2章 会員

第4条（会員登録申込み）

1. 会員への登録申込みは、本規約を承認のうえ、お客様本人（法人又は官庁の場合には、正当な権限を有する担当者）が Honda 販売会社において、氏名（法人又は官庁の場合には、その名称）、会員登録車両の情報、その他必要な事項を書面又は電子的な方法で記入することによって行われるものとします。
2. 会員から別段の申し出がない限り、会員の My ディーラーは、会員登録の申込みを行った Honda 販売会社の販売店とします。
3. 会員登録の有効期間は、本サービスへの申込日から Honda が本サービスの提供を終了する（会員が自ら退会手続きを行うか第11条の定めによって会員登録を取り消された場合を含みます）までとします。

第5条（会員登録の成立）

1. Honda は、前条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、次条に定める欠格事由がないと判断する場合、入会の承諾を通知します。この入会承諾の通知が到達した時点をもって、会員登録が成立するものとします。
2. 会員は、会員登録申込み時点で、本規約の内容を承認し、本規約が本サービスの一切に

適用されることを承諾のうえ、会員登録を申し込みます。

3. Honda が提供するインターナビ・リンクの会員（インターナビ・リンク プレミアムクラブ会員を含みます）であるお客様において、本サービスの会員登録が成立した場合、会員登録の成立と同時に、当該会員はインターナビ・リンク会員としての地位を喪失する。（インターナビ・リンクにおいて Honda が提供するサービスは、本サービスにおいて、基本サービス又はオプションサービスのインターナビ・プレミアムクラブサービスに含まれております。また、インターナビ・リンクの会員時に登録した情報は原則として本サービスの会員登録成立後も引き継ぐことができますが、Honda 販売会社を経ずに登録した車両については、引き継ぐことができません。）ただし、本サービスの申込み時点で Honda のロードサービスである QQ コールの会員であり、かつ、次の各号に該当する場合には、QQ コールのサービスに必要な範囲内で、インターナビ・リンクの会員としての地位が継続するものとします。
 - (1) 会員が法人（官庁を含みます）である場合
 - (2) 会員がプレミアムケア又はプレミアムケアフレックスの加入者である場合
 - (3) オプションサービスの Honda JAF ロードサービスに申し込まず、QQ コールのサービス継続を希望する個人の会員

第6条（会員登録の拒否）

Honda は、会員登録の申込みをされたお客様が次のいずれかにあたる場合、会員登録を拒否することができるものとします。

- (1) 第11条の定めるところにより、過去に会員資格の取消しを受けたことがある場合
- (2) 会員登録の申込みの際して、虚偽事実の記入または重大な記入漏れがある場合
- (3) 未成年者であって法定代理人の同意を得ない申込みである場合、成年被後見人であって成年後見人による申込みでない場合、被保佐人であって保佐人の同意を得ない申込みである場合、又は登録申込みを単独で行うことが認められない被補助人であって補助人の同意を得ない申込みである場合
- (4) 第24条1項の規定に反する事実が認められる場合又は同条第2項の規定に違反する行為を行っていることが認められる場合
- (5) 過去に Honda または販売会社との間で信頼関係を著しく害するような行為を行っていた場合
- (6) その他 Honda が会員登録を不相当と判断する場合

第7条（会員番号及び ID 及びパスワード）

1. Honda は、会員に対し、第5条に定める入会承諾の通知とともに、本サービスの会員番号を付与します。会員サイトを利用することができる会員は、別途定める Honda ID 利用規約に同意し、自らの責任で、会員番号と合わせて付与される仮 ID 及び仮パスワード

- ドにより会員サイトにログインし、会員サイト利用の本登録を完了させるものとします。
2. 会員は、会員番号、ID 及びパスワードの管理及び使用について責任を負うものとします。会員番号、ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等による損害については、Honda は一切の責任を負わないものとします。
 3. 別途定める Honda ID の開始日前より本サービスの会員サイトを利用している会員は、登録済みの ID を Honda ID として利用することができますが、本サービス以外のサービスを利用する際には、別途規約等に同意する必要があります。

第8条（会員情報の変更）

1. 会員は、住所、電話番号、会員登録車両その他本サービスに関して Honda に届け出ている事項に変更があった場合は、Honda が指定する方法により速やかに変更の届出をしなければなりません。
2. 会員は、婚姻による姓の変更その他 Honda が承認した場合を除き、登録した氏名の変更を行うことはできません。

第9条（Myディーラーの変更）

1. 会員は、Myディーラーの変更を希望する場合、Honda が指定する方法により届け出るものとします。
2. 前項に基づき、会員が Myディーラーの変更を届け出た場合、Honda 又は届出時点での当該会員の Myディーラーから、変更後の Myディーラーに対して、第14条に定める会員情報を引き継ぎます。なお、その場合であっても、会員が変更前の Myディーラーとの間で締結していた契約やサービス内容に関する合意は、変更後の Myディーラーには引き継がれません。
3. Honda は、会員が登録する Myディーラーが Honda 販売会社の販売拠点でなくなった場合、または、Myディーラーとして不適切と Honda が判断した場合に、その旨を会員に通知します。会員は、当該通知があった後、新たな Myディーラーを選択し Honda に申し出るものとします。なお、会員が新たな Myディーラーを選択しない場合、Honda が自らの判断で新たな Myディーラーを設定することがあります。

第10条（退会手続き）

1. 会員は、本サービスからの退会を希望する場合、Honda が指定する方法により申し出るものとします。また、会員は、Honda CONNECT 対応カーナビ又はインターナビ・プレミアムクラブ対応カーナビ（以下、総称して「対応カーナビ」といいます。）本体、携帯電話等の情報通信機器（以下「情報通信機器」といいます。）に登録又は記録された会員の個人情報及びその他情報の消去を会員自身の責任において行うものとします。
2. Honda は、会員から前項の申し出があった場合、ただちに当該会員の本サービスの利用

を停止します。

3. 当該会員または会員だった者より当該会員の会員情報の削除の要望があった場合、Honda は速やかに当該会員情報を削除します。

第11条（会員登録の取消し）

Honda は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの通知または催告もせず、会員登録を取り消すことができます。

- (1) 本規約又は各サービス規約のいずれかに違反した場合
- (2) 会員番号、ID またはパスワードを不正に使用した場合
- (3) 会員登録後に第6条の会員登録拒否事項に該当することが判明した場合、又は、会員登録後に第6条の会員登録拒否事項に該当するにいたった場合
- (4) 本サービスの妨害行為その他 Honda 又は Honda 販売会社との信頼関係を著しく害する行為を行った場合
- (5) 本サービスの提供を受けることができないと合理的に判断できる状態が一定期間経過した場合
- (6) 第24条第1項の規定に反する事実があった場合又は同条第2項の規定に違反した行為を行った場合

第12条（会員以外の利用）

1. 会員は、会員の家族を含む会員以外の第三者（以下、「利用者」といいます。）が会員登録車両の利用等により本サービスを利用する場合、本規約が適用されることをその者に周知し、同意の上で利用させるものとします。
2. 会員は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、利用者の行為は会員の行為としてみなされることをあらかじめ承諾します。
3. Honda は、利用者の行為に問題があると認識した場合、当該利用者への本サービスの利用を取りやめることができるものとします。

第13条（譲渡時等の取扱い）

1. 会員は、会員登録車両を第三者へ譲渡し、あるいはいかなる理由にも関わらず、毀損・滅失等により会員登録車両を保有しなくなった場合は、Honda 販売会社に届け出るものとします。会員がこれを怠ったことにより会員に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
2. 会員は、会員登録車両を第三者へ譲渡し、又は会員登録車両を保有しなくなった場合には、当該車両の新たな会員の同意がない限り、情報通信機器その他如何なる手段によっても、当該車両の車載通信機にアクセスしたり、当該車両の車載通信機、情報通信機器を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、会員

登録車両を第三者から譲り受けて会員となる者は、かかる譲渡人との間の紛争について、Honda が何ら責任を負わないことに同意します。

第14条（個人情報等の取扱い）

1. Honda は、会員が本サービスの申込み、変更届による届出、及び本サービスの利用により Honda に提供する氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス等の情報（以下「個人情報」といいます。）並びに会員登録車両に関する情報、自動車保険に関する情報、会員登録車両の走行距離、位置情報（緯度経度及び時間を含みます）、区間所要時間、警告灯表示に関する情報、走行状況に関する情報等（以下総称して「会員登録車両情報」といい、個人情報と会員登録車両情報をあわせて「会員情報」といいます。）を以下の目的で利用します。

- (1) 本サービスの実施及び提供
 - (2) 本サービスの改良に関するお知らせ
 - (3) 本サービスに関連するアフターサービス、市場調査、商品開発等について、会員サイト、書面、電話、メール等によるご案内
 - (4) Honda 及び Honda 販売会社を取り扱う四輪自動車・二輪自動車・汎用製品等（以下「Honda 商品」といい、用品・部品等を含みます。）及び Honda 及び Honda 販売会社が提供する各種サービス（以下「Honda サービス」といいます）の情報提供
 - (5) Honda 商品や Honda サービスに関するアンケート調査
 - (6) Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善
 - (7) 本サービスに必要な会員との連絡
 - (8) 統計的に処理したうえでの分析
 - (9) Honda 及び Honda 販売会社からのメンテナンス時期のご案内、キャンペーン時期、店舗に関するお知らせ、広告等の配信、その他会員登録車両の状況に関する連絡
2. Honda は、前項に定める利用目的のため、Honda が本サービスに関する業務を委託している者に対し、会員情報を預託します。

3. Honda は、以下の通り会員情報を共同利用します。

- (1) 会員が設定した My ディーラーを運営する Honda 販売会社及び別途会員が申し出た Honda 販売会社の販売店

共同利用目的：本条1項各号に定める利用目的

共同利用項目：会員情報、本サービスの会員番号、設定された My ディーラー、Honda JAF ロードサービスの加入に関する情報、ロードサービスの利用に関する情報（搬送が発生した場合の、搬送内容と搬送料金を含む）、Honda が提供するサービスの実施情報

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/> をご参照ください。

(2) 一般社団法人日本自動車連盟

共同利用目的：本サービスを会員に対して円滑に提供する目的

共同利用項目：会員情報、本サービスの会員番号、設定されたMyディーラー、Honda JAF ロードサービスの加入に関する情報、ロードサービスの利用に関する情報（搬送が発生した場合の、搬送内容と搬送料金を含む）、Honda が提供するサービスの実施情報

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

(3) 株式会社ホンダファイナンス

共同利用目的：本サービスを会員に対して円滑に提供する目的

共同利用項目：会員情報、本サービスの会員番号、設定されたMyディーラー、Honda JAF ロードサービスの加入に関する情報、ロードサービスの利用に関する情報（搬送が発生した場合の、搬送内容と搬送料金を含む）、Honda が提供するサービスの実施情報

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

(4) 株式会社本田技術研究所

共同利用目的：Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善

共同利用項目：会員情報

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

(5) 株式会社ホンダアクセス

共同利用目的：Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善

共同利用項目：会員情報

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

(6) 東京海上日動火災保険株式会社

共同利用目的：Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善

共同利用項目：会員登録車両に関する情報、会員登録車両の走行距離、位置情報（緯度経度及び時間を含みます）、区間所要時間、走行状況に関する情報等

※東京海上日動火災保険株式会社の保険に加入中の会員に限ります。

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

(7) 損害保険ジャパン株式会社

共同利用目的：Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善

共同利用項目：会員登録車両に関する情報、会員登録車両の走行距離、位置情報（緯度経度及び時間を含みます）、区間所要時間、走行状況に関する情報等

※損害保険ジャパン株式会社の保険に加入中の会員に限ります。

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

(8) 三井住友海上火災保険株式会社

共同利用目的：Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善

共同利用項目：会員登録車両に関する情報、会員登録車両の走行距離、位置情報（緯度経度及び時間を含みます）、区間所要時間、走行状況に関する情報等

※三井住友海上火災保険株式会社の保険に加入中の会員に限ります。

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

4. 会員は、Honda が会員情報の一部を対応カーナビまたは情報通信機器から自動で取得することを承諾します。

5. Honda は、会員情報を匿名加工情報に作成し、第三者に提供することがあります。

Honda は、匿名加工情報をデータ送信、記録媒体での送付又は書類の送付により提供します。Honda は継続的に匿名加工情報を作成、提供することを予定しています。

6. Honda は、本条第1項各号に定める目的のため、以下の各号に定める情報（以下総称して「Web アクセス履歴等」といいます。）を、会員の Honda ホームページおよび会員サイトのアクセス履歴ならびに利用状況の分析に使用することがあります。会員は、自ら使用するブラウザを設定することにより、クッキー（Cookie）の受取を拒否し、クッキー受取時の警告の表示をし、または Web ビーコン（クリア GIF）を拒否することができます。ただし、会員がクッキーの受取を拒否した場合、Honda は、本サービスの一部または全部のサービスを会員に対し提供できない場合があります。

(1) 会員が Honda、Honda 販売会社および Honda 関連会社のウェブサイトおよびモバイルアプリにアクセスする際の IP アドレスに関する情報、クッキーおよび Web ビーコン

(2) Honda、Honda 販売会社および Honda 関連会社のオンライン広告閲覧履歴

(3) Honda、Honda 販売会社および Honda 関連会社によるメールマガジン等の配信状

況および確認状況

(4) 情報通信機器でアクセスした場合には情報通信機器の機体識別番号、OS、利用ブラウザ等の端末固有情報

7. Honda は、前項の Web アクセス履歴等を、会員が設定した My ディーラー、My ディーラーを運営する Honda 販売会社および Honda 関連会社との間で、以下の通り共同利用します。なお、会員は、別途会員サイトにおいて設定を行うことにより、本項に定める Web アクセス履歴等の共同利用を拒否することができます。

共同利用目的：Honda 商品及び Honda サービスに関する情報提供、My ディーラーを運営する Honda 販売会社からのメンテナンス時期のご案内、キャンペーンおよび店舗に関するお知らせ、広告等の配信、その他会員登録車両の状況に関するご連絡

共同利用項目：会員情報、Web アクセス履歴等およびその分析結果

管理責任者の名称：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Honda のホームページ（URL：

<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>）をご参照ください。

第3章 サービス

第15条（基本サービスの内容）

1. 本規約に基づき会員が利用できる基本サービスの内容は、本規約添付の【別紙1】のとおりとします。ただし、会員登録車両が本規約添付の【別紙3】に該当する会員は、【別紙1】に加え、本規約添付の【別紙2】に定めるサービスも適用されるものとします。
2. My ディーラーによっては、一部のサービス提供ができないことがあります。
3. Honda は、基本サービスを会員に対し無償で提供します。ただし、会員が本規約内容に同意しない場合はこの限りではありません。

第16条（ロードサービスに関する注意事項）

1. レッカーによる牽引の過程で、車両の車体等に損害等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につき Honda 及びロードサービス実施業者を免責とする趣旨の書類に、会員の署名をいただく場合があります。
2. My ディーラー又は最寄りの Honda 販売会社の販売店への搬送手配サービス（以下「搬送手配サービス」という。）を提供した後に、搬送手配サービスの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべて会員の負担となります。
3. 搬送手配サービス実施において、必ず事前に会員本人が Honda Total Care 緊急サポートセンターへ連絡をするものとし、当該事前連絡がない場合、搬送手配サービスを適

用しないものとします。また、会員本人がロードサービス現場にいることが、搬送手配サービスを適用する条件となります。

※やむをえない事情により Honda Total Care 緊急サポートセンターへの事前連絡が会員本人にとって困難である場合、会員本人の承諾を得たときに限り、会員のご家族または販売店スタッフからの Honda Total Care 緊急サポートセンターへの代理連絡を受け付けます。

4. 搬送手配サービスの実施時に、本人確認、及びその他必要な事項を確認するため、会員証、自動車検査証又はその他必要な書類の提示を求める場合があります。
5. お客様から搬送をご依頼いただいた時点で車両の状況を確認させていただきます。車両の状況によっては、搬送できない旨を回答させていただく場合がございます。
6. 搬送手配サービスの提供にあたり、一部の費用をお客様にご負担いただく場合がございます。その場合は、搬送手配サービスの提供前に、お客様に費用負担が発生する旨をお伝えし、お客様の承諾を得たうえで車両搬送を実施いたします。
7. 次のいずれかに該当すると認められる場合は、Honda Total Care 緊急サポートセンター又はロードサービス現場において、搬送手配サービスのご利用をお断りすることがあります。
 - (1) 搬送手配サービスの実施が法令違反に該当するか、または法令違反を助長するおそれがあると認められる場合
 - 【お断りする場合の例】
 - ・無免許運転、飲酒運転
 - ・車検切れ車両
 - ・不正改造車及び正規のナンバープレートのない自動車に対するロードサービスの提供等
 - (2) 搬送手配サービスのご利用又は提供が適当でないと認められる場合
 - 【お断りする場合の例】
 - ・車両所有者又はロードサービス利用者の本人確認ができない場合の鍵の開錠
 - ・搬送手配サービスを実施することにより高級品、生鮮食料品等の積載物に損害が生じるおそれがある場合
 - ・危険物を積載しており、搬送手配を実施することにより危険が生じる恐れがある場合
 - ・危険な作業及び搬送に使用される装備・車両等では作業が困難な場合等
 - (3) 搬送手配サービスの実施場所等が、以下の地域にある場合
 - ・搬送手配サービスの実施場所が立入禁止区域、通行禁止区域内等
 - ・悪天候、災害等のための冠水、未除雪、道路の寸断等により車両の運行が困難な地域
 - ・災害その他の理由により危険の発生が予知される地域

- ・搬送手配サービスを提供していない一部の離島等

第17条（機器・通信費等）

本サービスを受けるために必要な機器・インターネット環境は、会員が自らの責任と費用で用意するものとします。また、本サービスを利用するための通信料及び接続料は、会員の負担とします。

第18条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の一切の知的財産権及びこれらの登録を受ける権利（以下「知的財産権」といいます。）は、Honda 又は Honda がライセンスを受けているライセンサーに帰属します。
2. 会員は、Honda からの許諾がある場合を除き、本サービスから得られる一切の情報、画像等について、著作権法に定める個人の私的利用その他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの全部又は一部の利用、転載、複製、配布、改変等を行うことはできません。
3. 本サービスの利用に関して、会員と第三者の間で知的財産権に関する紛争が生じた場合は、会員は、自己の責任と費用において紛争を解決するものとし、Honda は一切の責任を負いません。

第19条（本サービスの一時停止・廃止）

1. Honda は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に必要なシステムの保守点検または更新の場合
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (3) その他、不測の事態により Honda が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. Honda は、事前に Honda Total Care のホームページ（URL: <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>）で公開することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
3. Honda は、前二項の本サービスの一時停止・廃止によって会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、いかなる責任も負いません。

第20条（本サービスの提供エリアおよび提供言語）

本サービスの提供は、日本国内のエリアとし、日本語のみの対応とします。

第4章 一般条項

第21条（遵守事項）

会員は、本サービスを利用するにあたって、以下の事項を行ってはなりません。

- （1） 本規約に違反する行為
- （2） 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- （3） 他のお客様、第三者もしくは Honda の商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- （4） 本サービスを提供するコンピュータに保存されているデータへ不正アクセスする、又はこれを破壊もしくは破壊するおそれのある行為
- （5） 本サービスの運営を妨害する行為、その他本サービスに支障を来すおそれのある行為
- （6） 本サービスを使用した営業活動並びに営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- （7） 他の会員の個人情報を収集、蓄積すること、又はこれらの行為をしようとする事。
- （8） 公序良俗に反する行為及びその他国内外の法令に反する行為。
- （9） その他 Honda が不相当と判断する行為。

第22条（会員と第三者間の紛争）

会員の責めに帰すべき事由により会員が本サービスの利用に際して他の会員やその他の第三者に損害を与えた場合には、Honda は一切の責任を負わず、会員は自らの責任と費用を以って損害を賠償しなければなりません。

第23条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本規約に基づく権利、義務及び会員としての地位の全部又は一部を第三者に移転したり、第三者のために担保に供したりしてはなりません。

第24条（反社会勢力等の排除）

1. 会員は、本サービスの登録申込み時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者（会員が自然人である場合は、自身）が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約します。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、本サービスに関して次の行為をしないことを約します。
 - （1） Honda、Honda販売会社及び会員への本サービス提供に係る者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- (2) 偽計又は威力を用いてHonda、Honda販売会社又は会員への本サービス提供に係る者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第25条（損害賠償）

1. 本サービスの利用に際し、会員の責めに帰すべき事由により会員が被った損害について、Hondaは一切責任を負いません。
2. Hondaは、会員が本規約に違反した場合、または、第11条の規定に従って当該会員の登録を取り消した場合、会員に対して損害の賠償を請求することができます。なお、当該取消しによって会員に損害が発生した場合であっても、Hondaはこれを賠償する責を負いません。

第26条（規約の有効性）

1. 本規約又は各サービス規約の一部の規定が、法令に基づいて無効と判断されても、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約又は各サービス規約の一部の規定が、ある会員との関係で無効となり、又は取り消された場合であっても、その他の会員との関係では有効とします。

第27条（専属的合意管轄）

本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(付則)本規約は2016年12月1日から発効します。

2016年12月	1日	制定
2016年12月	12日	一部改定
2017年	3月13日	一部改定
2017年	7月5日	一部改定
2018年	7月19日	一部改定
2020年	1月13日	一部改定
2021年	4月15日	一部改定
2022年	4月1日	一部改定
2023年	2月1日	一部改定
2023年	6月22日	一部改定
2024年	5月20日	一部改定
2024年10月	1日	一部改定

【別紙1】

会員に対して提供される基本サービスの内容は、次のとおりとします。

1. 会員サイトで提供されるサービス

- (1) ドライブプラン、Honda 販売会社に関する情報の提供サービス
- (2) Honda Total Care 緊急サポートセンターへの簡易連絡サービス
会員から Honda Total Care 緊急サポートセンターに直接連絡することができます。
なお、このサービスは、Honda Total Care のアプリケーションでのみ利用できます。
- (3) My ディーラーへの点検予約サービス
登録した My ディーラーに点検の予約をすることができます。
- (4) 会員登録車両のメンテナンス情報提供サービス
 - ① 会員登録車両の総走行距離、経過期間をもとに計算し、メンテナンスの時期、部品交換の時期の到来を Honda 又は Honda 販売会社から会員に提供します。
 - ② 会員は、四輪自動車に起こっている事象から想定される不具合とそれに対するアドバイスを調べることができます。
 - ③ 会員は、ホンダファイナンスで契約した金融商品（クレジット及びカーリース）の支払い状況や残高等の情報を確認することができます。
- (5) 道路交通情報サービス
日本道路交通情報センター、VICS センター、及びインターナビ情報センターが独自に収集した道路交通情報を会員からの要求に応じて提供します。
- (6) 残燃料と航続可能距離の確認サービス
HTC プレミアムに対応のナビゲーション端末及び自動車装着専用データ通信ユニット（車載通信機）付きの車両を保有しているお客様は、会員サイトにて当該車両の残燃料と航続可能距離の確認することができます。
- (7) その他のコンテンツの提供サービス

※本規約第5条（3）により QQ コール会員としての地位が継続される会員については、（2）のサービスは、QQ コールのコールセンターへの簡易連絡サービスとなり、プレミアムケア又はプレミアムケアフレックスの加入者である会員については、プレミアムケア会員専用サポートデスクへの簡易連絡サービスとなります。

※（3）のサービスは、My ディーラーによってはご利用になれない場合があります。

※（3）のサービスにおいて、予約した点検の取消し又は変更は、My ディーラーに直接ご連絡ください。

※（4）のサービスは、車種別のアドバイスはございません。

※（5）のサービスのうち、一部は、オプションサービスのインターナビ・プレミアムクラブサービスに登録された会員のみ利用可能です。

2. ロードサービスの取次ぎ

(1) ロードサービスの提案

Honda が会員からの要求に応じ、会員情報を基にした適切なロードサービスを提案します。

(2) My ディーラー又は Honda が指定する最寄りの販売店への搬送手配サービス

会員が乗車する車両（会員登録車両に限られません）において、車両が走行不能となった場合、会員の希望に応じて My ディーラー又は走行不能となった地点から Honda が指定する最寄りの販売店（以下「指定搬送先」という。）まで Honda の指定するロードサービス実施業者が搬送距離無制限で無償で搬送します。このサービスは指定搬送先での修理又は車両の購入が条件となり、それ以外の場合は会員に実費をご負担いただきます。

※（1）のサービスにおいて、Honda に提供いただいた会員情報に不足や誤りがあった場合や、登録した会員情報の変更が適切になされていなかった場合、適切なロードサービスのご提案ができない場合があります。

※（2）のサービスは、法人（官庁を含みます）の会員は利用することはできません。

※（2）のサービスは、車両や周辺道路の状況によって、実施できない場合があります。

※（2）のサービスの利用に関して、利用回数の制限はありません。

※ 走行不能とは、車両が事故や故障により、自力で移動することができない状態、法令により走行してはいけない状態をいいます。

※電欠・水素欠時は、最寄りの充電・充填スポットまで無償搬送いたします。

※キー閉じ込み、キー紛失、ガス欠、走行に支障のない警告灯点灯は、走行不能に該当せず、無償搬送の対象外といたします。

※車両搬送に伴い、以下のいずれかの費用が発生する場合は、当該費用をお客様にご負担いただきます。その場合は、作業を行う前に、お客様に費用負担が発生する旨をお伝えし、お客様の承諾を得たうえで車両搬送を実施いたします。

（ア）救援車両のフェリー料金の片道費用

（イ）救援車両の有料道路料金の片道費用

（ウ）救援のために有料駐車場に入らざるを得ない場合の救援車両の駐車場代

※（2）のサービスにおいて、Honda Total Care 緊急サポートセンターにてロードサービス実施業者の手配後に、以下の理由によりロードサービスを利用しなかった場合、ロードサービス事業者の出動費用や応急作業で発生した費用をお客様にご負担いただきます。

①お客様の都合によりキャンセルした場合

②現場での応急対応で走行不能が解消し、結果として指定搬送先への搬送とならなかった場合

なお、上記「費用負担が発生する場合」については、Honda Total Care 緊急サポートセンターにて手配を行う前に、お客様の承諾を得たうえでロードサービス実施業者を手配いたします。

※(2)のサービスにおいて、Honda が指定する最寄りの販売店とは、会員が乗車する車両が走行不能となった半径30km以内のHonda販売会社の販売店、もしくは半径30km以内にHonda販売会社の販売店がない場合は、現場から最も近いHonda販売会社の販売店を言います。

※(2)のサービスを利用の際、指定搬送先が営業時間外等の事由により入庫ができない場合は、指定搬送先での修理又は車両の購入を条件として、入庫が可能になるまでの期間(例、搬送先の営業開始日まで)、Honda が搬送した車両を無償で保管いたします。ただし、会員が指定搬送先以外への搬送を希望された場合には、会員に実費をご負担いただきます。

※(2)のサービスにおいて、Honda が指定する最寄りの販売店への搬送後に、修理前においてHondaが必要と認めた場合は、Myディーラー又は、現在の搬送先とは別のHondaが指定する最寄りの販売店に無償で搬送いたします。ただし、Myディーラー又は、現在の搬送先とは別のHondaが指定する最寄りの販売店での修理又は車両の購入が条件となり、それ以外の場合は会員に実費をご負担いただきます。なお、Hondaは、会員に負担いただく実費に係る債権について、株式会社ホンダファイナンス(以下「ホンダファイナンス」といいます。)に譲渡することとし、会員はこれを承諾したものとします。また、Hondaとホンダファイナンスは、本規約第12条第3項第3号の定めに従い、会員の個人情報を共同利用するものとします。

※(2)のサービスの対象車両は、会員が乗車する四輪自動車のみとなります。ただし、四輪自動車であっても、ロードサービス実施業者が定める対応外車両は除きます。

※(2)のサービスにおいて、指定搬送先での修理又は車両の購入とは、走行不能となった日から6ヶ月以内に修理又は購入した車両の納車が完了することを言います。ただし、この期間を過ぎた場合であっても、Honda が特別に認める場合には、このサービスを適用します。

※(2)のサービスを利用の際、本サービスの無料の範囲内であっても対応したロードサービス実施業者によってはお客様に費用を立て替えていただく場合がございます。その場合、走行不能となった日から6ヶ月以内に、立て替えていただいた費用や内容が分かる領収証及び指定搬送先での修理又は車両の購入が完了したことを証する書面をご提出いただき、Hondaに申告いただくことで返金いたします。ただし、この期間を過ぎた場合であっても、Hondaが特別に認める場合には、返金をいたします。

※(1)、(2)のサービスは、ロードサービス実施業者が出動可能な地域や条件に限ります。

3. カーガイド

Honda Total Care 緊急サポートセンターにおいて、Honda の四輪自動車の操作方法を説明します。Honda の四輪自動車以外については、対象外とします。

【別紙2】

Honda は、下記に定める規約（以下、「本規約」といいます。）に基づき、別紙2の第2条に定める環境車を保有する会員に対して充電系サービス（以下、「リモート充電・給電サポート」といいます。）を提供します。

第1条（本規約と Honda Total Care 会員規約との関連性）

本規約は Honda Total Care 会員規約第15条第1項が定める別紙2として、会員がリモート充電・給電サポートを利用する上での権利及び義務を明らかにするものであり、Honda Total Care 会員規約と一体として運用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care 会員規約に従うものとします。

- (1) 環境車：会員登録車両のうち Honda CONNECT ホームページ (<https://www.honda.co.jp/hondaconnect/>) にて掲載する Honda CONNECT サービス対応車種一覧の「その他コネクタサービス リモート充電・給電サポート」が対象とされている車両
- (2) 位置情報利用サービス：全地球測位システム（GPS）より受信した車載通信機の位置情報を、リモート充電・給電サポート上で利用できるサービス
- (3) 本人認証コード：会員サイト及び会員アプリ内並びに車載器で Honda Total Care プレミアムの申込み、解約、利用設定変更時等で利用する会員本人確認用コード
- (4) リモート操作アプリ：リモート充電・給電サポートを行うにあたり、Honda が提供する、Google Play、App Store 等でダウンロード可能な無料アプリ
- (5) システム開始操作：リモート充電・給電サポートの利用を可能な状態にするため、会員が自らのスマートフォンへリモート操作アプリをダウンロードした上で行う、Honda Total Care 会員 ID とパスワードによる認証（以下、「ログイン」といいます。）及びペアリング、並びに会員が車載通信機において行う所定の操作
- (6) 登録スマートフォン：システム開始操作を完了した、会員所有のスマートフォン

第3条（本規約の適用範囲）

1. 会員は、本規約が Honda と会員との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Honda と会員におけるリモート充電・給電サポートの利用に際しての一切

に適用されます。

3. 本規約は Honda Total Care 会員規約の一部を構成するものとし、Honda Total Care 会員規約で定める内容と本規約の間に矛盾が発生した場合には、本規約の規定が優先されるものとし、本規約の適用が優先されるものとします。
4. Honda は、Honda Total Care ホームページ、会員サイト、登録メールアドレスへの通知等 Honda が定める手段を通じて、会員に対し随時通知する諸規定は、通知した時点をもって本規約の一部を構成するものとし、本規約の適用が優先されるものとします。

第4条（リモート充電・給電サポートの内容）

1. リモート充電・給電サポートの内容は以下の各号に定めるとおりです。ただし、利用のスマートフォン等により利用できるサービスが異なります。詳しくは、Honda Total Care ホームページ（URL：<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>）を確認ください。なお、メールを利用するサービスについては、Honda が Honda 所定の方法を用いて、Honda 所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止致します。
 - (1) 充電待機時間設定
電気代節約のために、充電したくない時間を設定できる。(夜間のみ充電などが可能)
 - (2) 最大電流量設定
ブレーカー落ち対策などに、充電時の最大電流量を設定できる。
 - (3) 最大充電量設定
バッテリー劣化を防ぐために、最大 80%充電など任意の値に設定可能。
 - (4) お出かけ前タイマー設定
航続可能距離を最大化するために、ドライブ前にバッテリー/キャビンを温める。
 - (5) 外部給電下限 SOC 設定
バッテリーの使い切りを防ぐために、給電を自動停止する閾値を設定可能。
 - (6) 充電状態リモート表示
充電残量や充電状態の確認が可能。
2. Honda は、会員にリモート充電・給電サポートのアップデート又はバージョンアップ情報等を提供することができます。この場合、当該アップデート又はバージョンアップ情報等はリモート充電・給電サポートの一部を構成するものとし、その利用についても本規約が当然に適用されます。
3. リモート充電・給電サポートは、環境車のパワーオフから7日以上経つと、車載通信機がスリープしてしまうため、提供ができなくなりますが、再び環境車をパワーオンにすることで再びリモート充電・給電サポートを利用できます。
4. リモート操作アプリは、60日に一回以下の操作を行う必要があります。
 - (1) アプリのIG ON 認証画面から「IG ON 認証実行ボタン」を押す。

(2) アプリ画面の指示に従い車両を IG ON し、15 秒程度経過後にアプリの「認証実行ボタン」を押下。

5. 前項に定める操作を怠りリモート操作アプリが利用できなくなった際に、リモート充電・給電サポートを利用する場合、再度定期認証を実施しなければなりません。

第5条（リモート充電・給電サポートの利用）

1. 会員は、リモート充電・給電サポートの利用を開始するにあたり、車載通信機及び会員のスマートフォンにおいて、リモート充電・給電サポートのシステム開始操作を行い、リモート充電・給電サポートの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
2. Honda は、リモート充電・給電サポートの提供対象となるスマートフォンの OS バージョンを、本サービスを提供するアプリストアに掲載します。会員は自らのスマートフォンの OS がリモート充電・給電サポートの提供対象であるか確認の上、リモート操作アプリ最新版をスマートフォンにインストールし、かつ、当該リモート操作アプリが利用可能な状態であることを確認するものとします。
3. 会員は、前二項に定める確認が完了するまでは、リモート充電・給電サポートを利用できないことを了承するものとします。
4. 会員は、リモート充電・給電サポートを利用するために必要な車載通信機やスマートフォン・インターネット環境その他のあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。
5. 会員は、前項の車載通信機及びスマートフォンが正常に作動し、リモート充電・給電サポートの利用が可能である状態を保持するものとします。
6. 会員は車載通信機等の利用環境に応じて、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
7. Honda は、前項の会員の利用環境及びこれに係る障害・トラブル等について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

第6条（リモート充電・給電サポートの提供）

1. Honda は、車載通信機の通信及び位置情報利用サービスを利用して、日本国内においてリモート充電・給電サポートを提供します。ただし、車載通信機や携帯電話等の情報通信機器（以下、「情報通信機器」といいます。）が電波を送受信出来ない場合（例えば、会員が車載通信機等を Wi-Fi 設定していた場合において、Wi-Fi 受信範囲から外れたために通信が不可能な場合を含み、これに限られません。）は、リモート充電・給電サポートを提供できません。
2. Honda は、プライバシー保護及びセキュリティ管理のため、リモート充電・給電サポートの利用にあたって Honda Total Care の利用申込み時に付与された ID 及びパスワ

ード、又は会員本人を特定できる情報をもって、リモート充電・給電サポートの申込者が会員本人であることの確認ができない場合は、リモート充電・給電サポートを提供しません。

第7条（リモート充電・給電サポートの変更・終了）

Honda は、リモート充電・給電サポートの全部又は一部をいつでも変更又は終了することができるものとします。ただし、リモート充電・給電サポートの変更又は終了が、会員に対し重大な影響を及ぼすと認められる場合は、Honda は、あらかじめ当該リモート充電・給電サポートの変更又は終了の内容について、会員に周知するよう努めるものとします。

第8条（注意事項）

1. リモート充電・給電サポートは、以下の場合において利用することができません。
 - (1) 登録スマートフォンの電源が入っていない場合
 - (2) 登録スマートフォンにおいてスクリーンロック設定が未設定、若しくは解除されている場合
 - (3) 環境車がバッテリー切れである場合
 - (4) 環境車及びその車載通信機が故障している場合
 - (5) 定期認証の有効期限が切れている場合
 - (6) その他本規約におけるリモート充電・給電サポートの利用条件を満たさない場合
2. 会員が第三者の所有するスマートフォン端末において第4条1項及び2項に定める操作を行い、リモート充電・給電サポートを利用した場合は、当該スマートフォン端末の利用が終了した際は速やかにリモート操作アプリからログアウトしてください。ログアウトを行わない場合、当該第三者により会員の環境車が操作可能になるおそれがあります。
3. 会員は、登録スマートフォンを紛失した場合又は盗難された場合においては、速やかに Honda Total Care 会員サイト（URL：<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>）へアクセス又はコールセンターへ連絡の上、パスワードの変更や、リモート充電・給電サポートの一時利用停止を行うものとします。

第9条（Honda Total Care 会員 ID、パスワード及び本人認証コード）

1. 会員は Honda Total Care 会員規約第7条に定める Honda Total Care 会員 ID、パスワード及び本人認証コード（以下、一括して「Honda Total Care-ID 等」といいます。）を使用し、リモート充電・給電サポートを利用します。
2. 会員は、Honda Total Care-ID 等の管理及び使用について責任を負うものとします。Honda Total Care-ID 等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等による損害については、Honda は一切の責任を負わないものとします。

第10条（機器・通信費等）

1. 会員は、リモート充電・給電サポートを受ける場合、その利用に必要な車載通信機、情報通信機器及びインターネット環境は、会員が自らの責任と費用で用意するものとします。また、リモート充電・給電サポートを利用するための通信料及び接続料は、会員の負担とします。
2. 会員は、Honda が車載通信機を搭載した環境車が1年間通信を行っていないと判断した場合、車載通信機の一部機能を一定期間休止させた後に、車載通信機の通信回線を解約させる場合があることに同意します。会員は、車載通信機の通信回線が解約された場合、再度通信を利用するに際して別途費用が発生することに同意します。
3. 会員は、車載通信機を搭載した環境車が休止状態にあることを感知した場合は速やかに Honda 販売会社に届け出るものとします。

第11条（位置情報利用サービス）

1. Honda は、会員が位置情報利用サービスを利用することにより、リモート充電・給電サポートを会員に提供します。
2. Honda は、当該位置情報の正確性等について、一切の責任を負わないものとします。
3. Honda は、会員が位置情報利用サービスを利用することについて、一切の責任を負わないものとします。

第12条（免責）

1. 会員は、本規約に規定された事項を十分に理解した上で、会員自身の自己責任において、リモート充電・給電サポートを利用するものとし、リモート充電・給電サポートを利用したこと、又は、利用しなかったことに起因又は関連して、会員又は第三者の生命、身体、財産に損害等が発生した場合であっても、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda は一切の責任を負いません。
2. 会員と Honda 以外の他社サービス提供事業者との間で紛争が生じた場合は、会員と当該他社サービス提供事業者との間で解決するものとし、会員は Honda に何らの請求又は苦情を申し立てないものとします。
3. リモート充電・給電サポートは、リモート充電・給電サポートの利用時点における現状有姿にて会員に提供されるものであり、Honda は以下の事項について、一切の保証責任を負いません。
 - (1) リモート充電・給電サポート（リモート充電・給電サポート専用のアプリケーション等を含みます。）の正確性、完全性、確実性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、信頼性及び無故障性等（リモート充電・給電サポートが正常に表示されない等、正常に利用できない症状を含みます。）

- (2) リモート充電・給電サポートが会員の必要性に適合していること
- (3) リモート充電・給電サポートを提供するコンピュータシステムがウイルスに感染しないこと

4. Honda は、以下の事項について、Honda が故意又は重過失である場合を除き、一切の責任を負わないとともに、リモート充電・給電サポートの利用復帰等の一切の対応を行わないものとします。

- (1) リモート充電・給電サポートのシステムダウン、サーバーエラー、中断等により会員のデータ等が失われた場合
- (2) 会員がリモート充電・給電サポート及びリモート充電・給電サポート上のデータへの不正アクセスや不正改変等の行為を行った場合
- (3) 会員が環境車及び車載通信機等の付属品のハードウェア又はソフトウェアに改変、改造、技術的修正等を施し、リモート充電・給電サポートを正常に利用できなかった場合
- (4) 会員がリモート充電・給電サポートの利用上必要な情報を自ら紛失又は忘却した場合
- (5) リモート充電・給電サポートで利用する車載通信機について、無断利用、紛失、盗難、故障その他の事由 によって、リモート充電・給電サポートの利用上必要な情報を喪失した場合
- (6) 本規約第 4 条第 1 項に基づき、メールの送信を停止された場合
- (7) 本規約第 1 4 条第 1 項に反し、リモート充電・給電サポートの利用停止等処分を受けた場合

5. 会員は、以下の場合等には、リモート充電・給電サポートの全部又は一部を利用できず、それにより会員又は第三者が損害・損失等を被った場合、当該損害・損失等の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda が一切の責任を負わないものであることを承諾するものとします。

- (1) Honda Total Care ホームページにて掲載する「使い方ガイド」(<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/premium/howto/>) に定める使用方法を守らずリモート充電・給電サポートを利用した場合
- (2) 交通事故等による強い衝撃や振動、又は異常な高温や低温、高湿度等に起因して、環境車（車両積載のバッテリーを含みます。）、車載通信機、情報通信機器、通信機又はその他周辺機器等（アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンドセット、ハンズフリーユニット、その他これらに準ずる機器を含みます。）に損傷、又は故障、配線等の切断、若しくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合
- (3) 登録車両が、位置情報利用サービスの外など、（屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、）電波が伝わりにくいところにある場合
- (4) リモート充電・給電サポート利用に関する正常な通信ができない場合

- (5) Honda Total Care 会員規約第 14 条に規定する情報の全部又は一部を Honda が取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤り若しくは誤差が含まれる場合
 - (6) 道路や建物などの地理的な条件や、関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止され、その情報を Honda が認知していない場合
 - (7) 環境車の自走によらない移動の直後（フェリーからの降船直後等）、長期間車両を使用していなかった直後等、車載通信機に搭載されている全地球測位システム（GPS）等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合
 - (8) 本規約第 4 条又は第 7 条の規定に基づきリモート充電・給電サポートの提供が変更、停止、中止又は廃止している場合
 - (9) Honda 所定の方法でメール送信ができない場合
6. 会員は、以下の場合等には、リモート充電・給電サポートの全部又は一部が利用できず、それにより会員又は第三者が被った損害・損失等に対して、それが Honda の故意又は重過失により生じた場合を除き、Honda が一切の責任を負わないものであることを承諾するとともに、会員が自己の責任においてその原因となる事象を解決することとします。
- (1) Honda Total Care 会員規約が有効でない場合
 - (2) 環境車、車載通信機又はその他周辺機器等が正しく設置若しくは接続されていない場合、又は故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、又はこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、又はリモート充電・給電サポートの利用に障害となるような機能設定をしている場合
 - (3) 車載通信機又はその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) 環境車搭載のバッテリーの電圧低下や、車載通信機の電池切れ等、車載通信機又はその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合
 - (5) 車載通信機又はその他周辺機器等の電源が入っていない場合
 - (6) 環境車がパワーオン状態となっていない場合
7. 会員は、リモート充電・給電サポートを利用する場合、その利用する地域において適用される法令・規制を遵守しなければならないが、Honda は会員の法令・規制の違反につき一切の責任を負いません。
8. Honda は、会員が車両運転中又は危険な場所等でリモート充電・給電サポートを利用したことにより事故、事件等が発生し、会員又は第三者に損害等が生じた場合にも、一切の責任を負いません。
9. 本規約が消費者契約法第 2 条第 3 項の消費者契約に該当し、かつ、Honda が債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合については、本規約のうち、Honda の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、Honda は、Honda に故意又は重過失がある場合を除いて、当該会員が直接かつ現実に

被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害等（損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については、一切の責任を負いません。

第13条（禁止事項）

会員は、リモート充電・給電サポートの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1） 他の会員、第三者又は Honda の著作権等の知的財産権、プライバシー、財産権その他の権利若しくは利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- （2） 他の会員、第三者又は Honda に迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為（虚偽の通報等を含みます。）
- （3） 他の会員、第三者又は Honda を誹謗中傷する行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- （4） リモート充電・給電サポートを利用した営業行為、営利目的行為又はその準備を目的とした行為
- （5） コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、リモート充電・給電サポートを通じて又はリモート充電・給電サポートに関連して、利用又は提供する行為
- （6） リモート充電・給電サポートを提供するためのコンピュータに不正にアクセスする行為
- （7） リモート充電・給電サポートの一部の利用権を、Honda が定めた以外の方法で再許諾、譲渡又は処分する行為
- （8） リモート充電・給電サポートの利用権をもって、現金その他の財物、財産上の利益との交換取引をすること、若しくは交換取引をすること、又はその宣伝・告知・勧誘をする行為
- （9） リモート充電・給電サポートの運営を妨げ、又はリモート充電・給電サポートの提供に支障を来すおそれのある行為
- （10） リモート充電・給電サポートの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他のリモート充電・給電サポートのソースコード、構造、アイデア等を解析する行為
- （11） Honda が提供する手段以外でのリモート充電・給電サポートの利用及びリモート充電・給電サポート内でのデータの改ざん又はデータを不正に作成する行為
- （12） リモート充電・給電サポートを複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案、改変、又は他のソフトウェアと結合等する行為
- （13） リモート充電・給電サポートに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊する行為
- （14） リモート充電・給電サポートの誤動作を誘引する行為

- (15) 車載通信機の改造、技術的特性、偶発的事実その他の特別な事柄を利用して、位置情報登録の際に現在地と異なる場所が表示される地点において、不相当に現在地と異なる場所を表示する操作を繰り返す行為
- (16) 貸与、譲渡、売買、質入等の方法によりリモート充電・給電サポートを第三者に不正に利用させる行為
- (17) 自分以外の人物を名乗り、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装い、又は他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ってリモート充電・給電サポートを利用する行為
- (18) 同意の有無を問わず、他者のアカウントを利用する行為
- (19) 自動操作ツールの利用及び Honda が認めないプログラム、マクロその他のツールを利用しリモート充電・給電サポートを利用すること
- (20) リモート充電・給電サポート及び Honda 発行物に記載された注意事項に違反する行為
- (21) 車両運転中や危険な場所等リモート充電・給電サポートを操作することが不適切な場所においてリモート充電・給電サポートの利用のため車載通信機、通信機を操作し、又は、その画面を注視する行為
- (22) Honda 及び Honda の関係会社の従業員又はその他関係者になりすます行為
- (23) Honda からのメール、私信を転載する行為
- (24) その他 Honda が不適切と判断する行為

第14条 (処分)

1. 会員が本規約若しくは法令等に違反した場合又はその違反のおそれがある場合、Honda は、自己の判断と裁量により、会員に対し、リモート充電・給電サポートの利用の停止（以下、「強制退会処分」とします。）その他の必要な一切の措置をとることができるものとします。
2. 会員は、Honda が本規約に基づいて行った本規約又は法令等に違反する行為等への対処について、一切の異議を申し立てることはできないものとします。
3. 会員は、本規約又は法令等に違反して Honda に損害を与えた場合は、Honda に対し、その損害を賠償する責任を負います。
4. Honda は、Honda Total Care の強制退会処分を受けた会員について、リモート充電・給電サポートを含む Honda のサービスを提供しないこと（サービス提供の拒絶、既に登録している他のサービスの強制退会処分を含みます。）ができるものとし、また、当該処分に必要となる範囲で会員情報等を保有及び保存する場合があります。

第15条 (業務委託)

1. Honda は、第三者（以下、「委託先」といいます。）に対して、リモート充電・給電サポ

ートの提供に必要な業務の全部又は一部を委託することがあります。Honda は、委託先に業務の全部又は一部を委託した場合においても、委託先を適切に指導・監督し、リモート充電・給電サポートの提供上、Honda が負う責任を免れないものとします。

2. 委託先が、Honda から受託したリモート充電・給電サポートの提供に必要な業務の全部又は一部を第三者（以下、「再委託先」といいます。）に委託することがあり、この場合も前項と同様とします。